

第三次天童市地域福祉計画（案）

1 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指す計画です。

本市の「第二次天童市地域福祉計画」が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えたことから、次期計画を策定するものです。

2 計画期間

令和7年度から令和14年度までの8年間

3 計画の概要

(1) 基本理念

「心がふれあい かよいいい 安心して 豊かに暮らせるまち」

(2) 基本目標

基本目標1 みんなが地域や福祉に関心をもてるまち

基本目標2 みんなの力でともに支え合うまち

基本目標3 みんなが地域で安心して暮らせるまち

(3) 施策の体系

次ページのとおり

(4) 主な変更点

ア 人口減少、核家族化、地域コミュニティの希薄化を背景に福祉課題が複雑化・複合化しており、包括的な相談支援体制の整備について追加しました。

イ 支援が必要な方へ必要な支援を届けるため、孤独・孤立の状態にある方へのアウトリーチ（訪問支援）などの取組を追加しました。

ウ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画など、災害時に支え合う既存の仕組みを地域へ展開するため、取組を整理しました。

基本理念

心がふれあい
かよいあい
安心して
豊かに暮らせるまち

基本目標1 みんなが地域や福祉に関心をもてるまち

取組

- 1 お互いに人権を尊重します
- 2 地域福祉に対する理解を深めます
- 3 地域活動に参加します
- 4 地域活動の担い手を育成します



基本目標2 みんなの力でともに支え合うまち

取組

- 1 地域福祉を推進する体制を整備します
- 2 地域で子育てを応援します
- 3 地域で高齢者を見守ります
- 4 地域で障がいのある方を支援します
- 5 福祉サービスの情報を広めます
- 6 包括的な相談支援体制を整備します



基本目標3 みんなが地域で安心して暮らせるまち

取組

- 1 誰もが安心して暮らせる住み良いまちをつくります
- 2 誰にでも支援を届ける仕組みづくりを進めます
- 3 災害時に支え合う仕組みを地域へ展開します
- 4 健康づくりを推進し、健康寿命を延ばします



※ 下線部は第二次計画を修正又は追加した箇所